

児童館だより

行事の詳しい内容は児童館にお問い合わせください。
市ホームページに児童館だよりを掲載しています。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための大切なお願いとお知らせ

- ・マスクの着用をお願いします。
- ・手洗い、手指の消毒、検温、カード記入の後、遊んでください。
- ・かぜ症状の人、体調の悪い人は利用できません。
- ・学校が休校になった場合、小・中学生・高校生の利用はできません。

東児童館

☎248-5203
開館時間／午前9時～11時30分
午後1時～4時30分
休館日／月曜日、第2日曜日、祝日

トールペイント教室

と き
11月21日(土)
午前9時30分～11時30分

対 象
小中学生10人

内 容
講師の先生に、絵の具や筆の使いかたをならって、クリスマスのかざりをつくりまします。初めての人も楽しく参加できます。

参加費 1人300円
※当日集めます。

もってくるもの
マスク、水筒、手拭きタオル、筆洗いの古いタオル(捨ててもよいもの)

予約方法
11月7日(土) 午前10時～
本人か家族の人が申し込んでください。

※適切な距離を保つため、当日は保護者の付添い・見学はご遠慮いただく場合があります。

泉ヶ丘市民センター児童館

☎248-3453
開館時間／午前9時～11時30分
午後1時～4時30分
休館日／月曜日、第2日曜日、祝日

手軽におしゃれ アレンジフォトフレーム

と き
10月25日(日)
午後1時30分～2時30分

対 象
小学生以上10人

内 容
布を貼った写真立てをビーズやレースでアレンジします。大事な写真を入れたり、プレゼントしたりしてみてください。

参加費 無料

予約方法
10月10日(土)～16日(金)までに本人または家族が、直接児童館窓口か電話で申し込んでください。

10月17日(土)に抽選を行ない、各家庭に電話連絡をします。

※定員に満たない場合は、申し込み期間を過ぎても受け付けを行ないますので児童館にお問い合わせください。

西児童館(ふれあい館内)

☎242-7008
開館時間／午前9時～11時30分
午後1時～4時30分
休館日／日曜日、祝日
ランチスペースは当分の間お休みします

外に出よう ウォークラリーに挑戦

と き
11月8日(日)
午前10時～午後1時
※雨天中止

と ころ ふれあい館

対 象
4歳以上～小学6年生までの親子5組程度

内 容
ふれあい館周辺でウォークラリーをして遊んだ後、ホットロールを作って食べます。

参加費 1人100円
※当日集めます。

もってくるもの
マスク・飲み物・タオル・帽子

予約方法
10月20日(火) 午前9時～
(日曜・祝日は除く)
ふれあい館窓口か電話で申し込んでください。

素敵な人生・素敵なパートナー



男女共同参画推進懇話会
会長 原 恭平

1986年に男女雇用機会均等法が施行されました。

この法律は、企業が採用や配置・昇進・福利厚生、定年・退職・解雇にあたり、性別を理由にした差別を禁止することなどを定めています。法律は施行されましたが、各種差別禁止の項目が努力規定だったこともあり、定着には時間を要したと思います。

34年が経過し、法律を改正しながら、良い方向へと整備されています。

しかし、働いている全ての人が、働きやすい社会だと思える事が、1番大事なのではないでしょうか。一人一人考えも違えば、ニーズも違います。その為、企業独自の柔軟な対応が求められます。

子どもがいる家庭でも、仕事をバリバリしたい人、逆に子どもに時間

をかけた人があると思います。一人一人の思いをくみ取る努力、話し合う事を今の企業には求められています。

もちろんどうしても難しい事もありますし、できていたことが難しくなってくる事は必ずあると思います。その時に大切な事は、皆が参画するという事です。参画は計画の段階から参加するという事です。

企業でも、性別に関わらない全ての人の入って話し合いをする事が、皆が働きやすい企業になり、企業の成長にもつながると思います。このような話し合いを繰り返す事が男女共同参画社会なのです。

本年度から長女が小学校に入学しました。しかし、新型コロナウイルスにより臨時休校となり、親子で不安な日々を過ごしました。共働きの私は、職場など周りの人の協力で乗り切ることができましたが、今後このようなことがあることを想定しなければいけません。コロナ禍の今、一人一人が大切にされる社会のあり方をみんなで考えることが、より良いまちづくりにつながると考えます。

こんにちは

こちら消費生活センターです

●問い合わせ先
市消費生活センター(総務課内) ☎248-5442
相談受付時間 平日 午前10時～午後4時

外貨建て生命保険のトラブル

全国の消費生活センターには外貨建て生命保険の相談が多く寄せられています。

※外貨建て生命保険とは、掛け金を米ドルなどの外貨で支払いや受け取りをする保険です。

相談事例

金融機関で口座を新設したところ、後日職員が自宅に来て「預金を運用しないか」と言われた。預金は、将来施設へ入居するための費用で、興味がないと断ったが、何回も自宅を訪問してきて熱心に勧めるので、預けていた1、500万円を生命保険の契約にあてた。その後、届いた保険証券を見ると満期まで20年の外貨建て生命保険契約になっており、短期で解約する場合は高額な手数料がかかることが分かった。契約時に保険期間やリスクの説明はなかった。

問題点

・外貨建て生命保険の契約であることとリスクについて消費者の理解が得られていない。

・消費者の意向と異なる勧誘や契約内容になっている。

・高齢にもかかわらず親族の同席のないまま契約が行なわれている。

※生命保険協会が発行している高齢者向けの生命保険サービスに関するガイドラインでは親族の同席を原則としています。

アドバイス

・外貨建て生命保険は生命保険会社だけでなく、銀行などの金融機関でも販売されています。何の商品を勧められて契約するのかをよく確認しましょう。

・為替リスクなどにより元本割れすることもあります。すぐには契約せず、家族や周囲の人に相談するなど落ち着いて検討しましょう。

・契約した際は、届いた保険証券などの書類は必ず確認しましょう。

・生命保険契約にはクーリング・オフ制度がありますが、クーリング・オフをしても損失が発生する場合があります。

・不安に思ったりトラブルになったりした場合は消費生活センターへ相談してください。

